

令和2年4月17日

関係者の皆様へ

日本下水道事業団

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた対応の拡大について

日本下水道事業団では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、これまで東京、大阪（これらの周辺地域を含む。）等の事業所において時差勤務を導入するとともに、業務内容に応じて可能な限りテレワーク（在宅勤務）とする措置を講じてきましたが、4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が7都府県から全都道府県に拡大されたこと等を受け、新型コロナウイルスの感染拡大によるリスク軽減、並びに関係者の皆様及び当事業団役職員の健康と安全を考慮し、今後、役職員を対象としたテレワーク及び時差勤務をさらに拡大実施します。

部署によっては出勤職員が極めて少数となり、関係者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

<テレワーク及び時差勤務拡大実施概要>

期 間：5月6日（水）までを予定

実施内容：日本下水道事業団のすべての部署を対象に、原則交代制としつつ可能な範囲で最大限テレワークを実施するとともに、テレワーク以外の職員等は時差勤務を積極的に活用します。

※状況により期間延長等の可能性があります。